

9 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

2 事故発生の未然防止

(1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
(上記の指針、委員会及び研修についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。)

3 事故発生時の対応

(1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は5年間保存すること。)

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は5年間保存すること。)

4 事故後の対応及び再発防止への取組

(1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を全従業者に対し周知徹底すること。
(上記の報告、分析等についての詳細は、基準条例及び解釈通知を参照すること。)

5 県（所管県民局健康福祉部）への報告

（1）報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等も含むものとする。

② 食中毒、感染症（結核、インフルエンザ他）の集団発生

③ 従業者の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

（2）報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

（3）報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

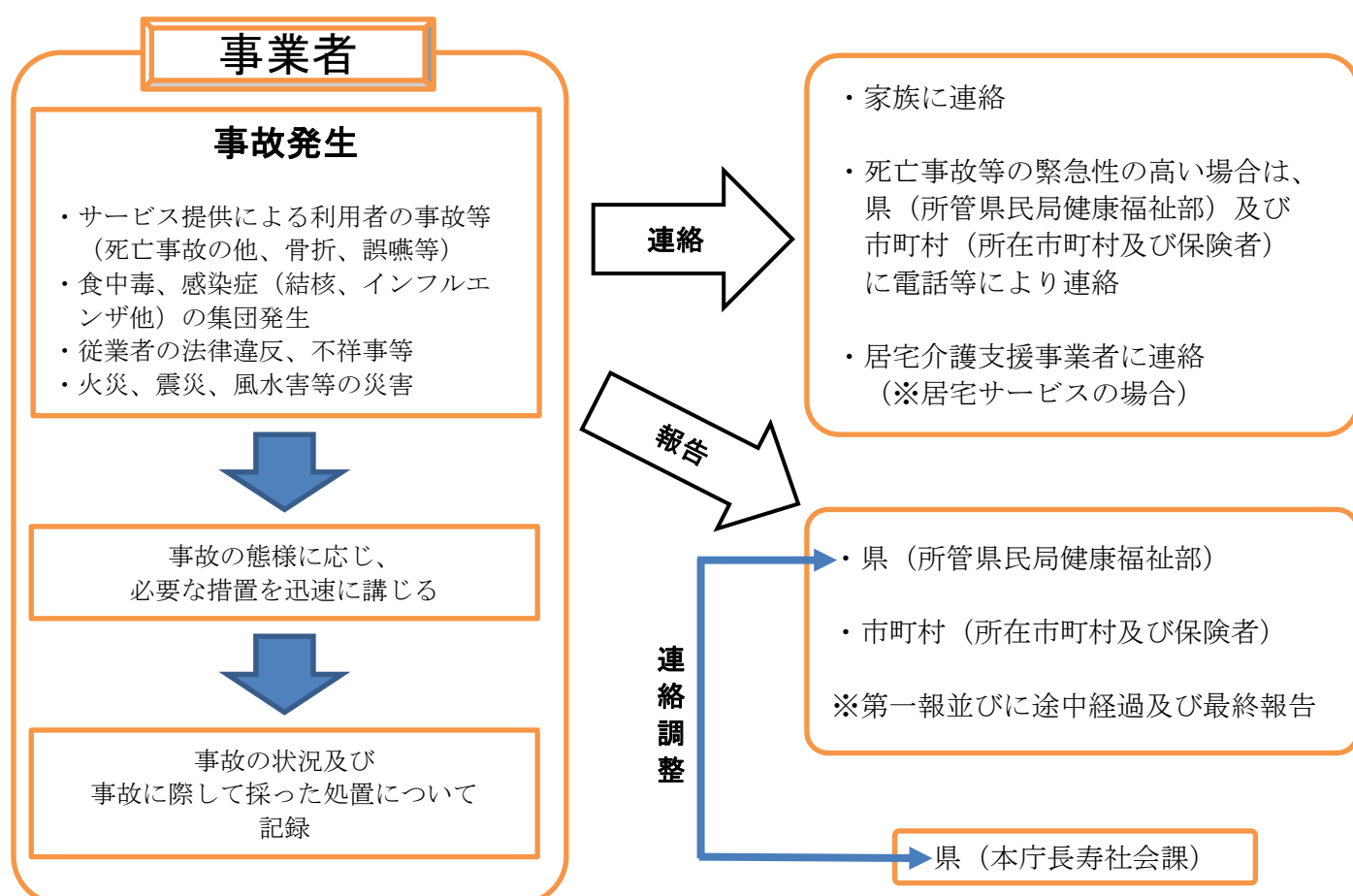
① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※ 参考（事故報告フロー図）



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事業所	名称		サービス種類		
	所在地		電話番号		
	報告者	職名	氏名		
利用者	氏名	(男女)		被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援()・要介護()	
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃			
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他()			
	事故種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等() <input type="checkbox"/> その他()			
	事故結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他()			
事故発生時の具体的状況				報告先	報告・説明日時
				医師	/ :
				管理者	/ :
				担当CM	/ :
				家族	/ :
				県民局	/ :
				市町村	/ :
	/ :				

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。

注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

10 労働法規の遵守

平成 24 年 4 月に施行された改正介護保険法により、事業者に対する労働法規の遵守の徹底が図られ、労働関係法令に違反した場合には、指定又は許可を受けられないことがあります。

また、既に指定（許可）を受けていても、労働関係法令に違反し、罰金刑に処せられるような場合は、指定（許可）を取り消される可能性もあります。

<指定（許可）の欠格事由>

H24.4 月から欠格事由として以下①及び②が追加されました。（介護保険法第 70 条第 2 項、第 79 条第 2 項、第 86 条第 2 項、第 94 条第 3 項、第 115 条の 2 第 2 項、旧介護保険法第 107 条第 3 項）

① 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

※ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの

- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びに当該規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定
- ・ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定

② 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき

（注：社会保険各法の保険料等については、従前から同様の規定あり）

また、①については、指定（許可）取消の要件としても追加されました。（介護保険法第 77 条第 1 項、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 104 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、旧介護保険法第 114 条第 1 項）

<参考>

岡山労働局ホームページ (<http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) のトップページ左下にあるバナー「社会福祉施設における労働条件確保・労働災害防止」をクリックすると特設ページが開きます。

特設ページには社会福祉施設向けに労働基準関係法令等について説明している下記のパンフレット類等が掲載されていますので、御覧ください。

- 「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」
- 「訪問介護員のための魅力ある就労環境づくり」
- 「社会福祉施設の事業主、労働者のみなさまへ」
- 「社会福祉施設における安全衛生管理について」 など

『職場のコンプライアンス・チェックシート』の実施結果について

平成 25 年度に実施いただきました『職場のコンプライアンス・チェックシート』を岡山労働局で取りまとめた結果、多くの介護サービス事業所におきまして、同様の問題が認められました。つきましては、これらの問題に関するポイントを以下にまとめましたので、参考にさせていただき、同様の問題がある介護サービス事業所におかれましては、改善に向けた自主的な取組を行ってください。

1 労働条件管理について



(1) 就業規則

 常時 10 人以上の労働者を使用しているが、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出していない。

会社のルールです。適正な労務管理を行う上で基本となるものです。きちんと整備しておきましょう。

就業規則の作成・届出の義務 (労基法第 89 条、第 90 条)

常時 10 人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
また、就業規則を変更した場合も同様です。

-  就業規則を周知することによって、適正な労務管理と紛争の防止が図られます。(労基法第 106 条)
-  非正規労働者に対して適用される事項についても、整備しておく必要があります。



(2) 労働条件の明示

 労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件を記載した労働条件通知書を交付していない。

労働契約の主な内容が記載されています。トラブルとならないためにも必ず交付しましょう。



労働条件の明示 (労基法第 15 条)

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面などで明示しなければなりません。

-  労働条件通知書の様式は、ホームページからダウンロードできます。
-  『必ず明示しなければならない事項』、『定めをした場合に明示しなければならない事項』があります。

必ず明示しなければならない事項

- ①労働契約の期間、②有期労働契約を更新する場合の基準、③就業の場所・従事する業務の内容、④始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項、⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項、⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）、⑦昇給に関する事項

-  平成 25 年 4 月 1 日から必ず明示しなければならない事項に、『有期労働契約を更新する場合の基準』が追加されました。
-  明示された労働条件と事実が相違している場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができます。

(3) 労働時間・休日・休憩

 次の時間を労働時間として算定していない。

- ①引継ぎ時間、②報告書等の作成時間、③打合せ・会議の時間、④利用者宅間の移動時間

 労働時間とは、使用者の指揮監督下にある時間を言います。したがって、上記①～④は労働時間となりません。研修時間についても、使用者の指示に基づいて行われる場合には、労働時間に該当します。

 時間外労働（残業）や休日労働があるけど、時間外労働・休日労働に関する協定（36【サブロク】協定）を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出していない。




使用者には、労働時間の管理を適切に行う責務があります。必要な措置を講じましょう。

労働時間 (労基法第 32 条)

休憩時間を除いて 1 日に 8 時間、1 週間に 40 時間を超えて労働させてはいけません。

時間外及び休日労働 (労基法第 36 条)

時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と書面による労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。


-  時間外・休日労働に関する協定届の様式は、ホームページからダウンロードできます。
-  時間外労働・休日労働は、あらかじめ締結した時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の範囲内で行わなければならない。
-  賃金不払残業（いわゆるサービス残業）や恒常的な長時間労働が行われることがないよう『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準』（労働時間適正把握基準）に基づき、労働時間をしっかりと管理することが重要です。

 休憩が、労働時間の途中に確実に取得できていない。

労働者の心身の疲労の回復、労働能率向上のためにも、休憩時間を確保しましょう。

休憩 (労基法第 34 条)

労働時間が 6 時間を超える場合には少なくとも 45 分、8 時間を超える場合には少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。

-  休憩時間とは、労働者が自由に利用できるものであり、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。
-  正午～午後 1 時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う場合などは、休憩が確保されているとはいえません。

(4) 休業手当

 利用者からのキャンセルや日程変更等によりホームヘルパーを休業させた場合、休業手当（平均賃金の 6 割以上の手当）を支払っていない。

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業手当の支払いが必要です。

休業手当 (労基法第 26 条)

会社側の都合により労働者を休業させた場合には、休業させた所定労働日について、平均賃金の 6 割以上の手当（休業手当）を支払わなければなりません。

2 安全衛生管理について

STOP! 転倒災害プロジェクト2015

に取り組んでいます。

「STOP! 転倒災害特設サイト」で、役立つ情報を提供しています。

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

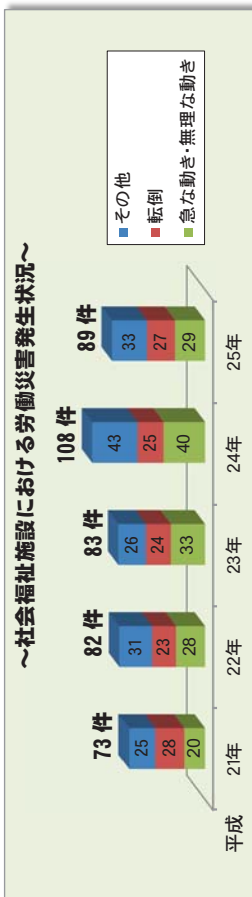
STOP! 転倒

検索

(1) コンプライアンス・チェックシートの回答結果での問題点 (安全衛生関係)

- ① 衛生推進者、衛生管理者を選任していない。(10%)
- ② 安全衛生教育を実施した記録を残していない。(15%)
- ③ 使用する機器・設備、作業方法等、実態に即した**作業標準を作成**していない。(11%)
- ④ 腰部に着しく負担のかかる従事者に対して、6月以内ごとに1回、**腰痛健康診断を実施**していない。(26%)
- ⑤ 4 S 活動、K Y 活動について、**作業場所ごとの実施責任者**を選任していない。(14%)
- ⑥ **K Y 活動を実施**していない。(15%)

(2) 社会福祉施設での労働災害の全体の6割以上が、「急な動き・無理な動き」と「転倒」による労働災害で4日以上にわたり仕事を休んでいます。



平成25年に発生した労働災害は89件

「急な動き・無理な動き」によるもの 29件 (33%) …… 腰痛やねんざとなっている。
「転倒」によるもの 27件 (30%) …… 骨折となる災害が多く発生している。

(3) 職場で労働災害が発生したら

- 安全で安心な作業をすることができない。→ 作業効率が低下
 - 人員不足、シフトの変更 → 他人への負担
- 安全で安心な職場となれば → 利用者へのサービス向上にもつながります**

(4) 社会福祉施設での労働災害を防ぐための取り組みについて

- ① 危険に対する「気づき」を促し、安全意識を高めるために
危険予知 (K Y 活動)・職場内危険マップ作り を促進しましょう。
- ② **4 S 活動** を日常的に行い、つまづきや滑りのない職場にしましょう。
- ③ 効果のある安全活動を実施するために **安全推進者** を配置しましょう。
- ④ 腰痛予防のために、**腰痛予防対策指針** の周知・啓発を行います。

(5) 安全で安心な職場を作るために

経営者や責任者、従業員全員参加での「安全活動」に取り組みましょう。

4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」を日常的な活動として行う。

K Y 活動 = 潜んでいる危険を見つける

「危険 (K) ・予知 (Y)」を業務開始前に行う

危険の「見える化」 = 危険を周知する

職場の危険を可視化「見える化」し、従業員全員で共有する。



安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

「安全の担当者」 = 「安全推進者」を配置し、効果ある安全活動としましょう。

～安全・安心な職場作りのため、以下の参考資料がありますので、ご活用ください～

* 労働災害防止強化期間 リーフレット (岡山労働局ホームページ ストップ労働災害をクリック)

* 安全推進者の配置等に係るガイドライン (岡山労働局ホームページ 緊急要請で検索)

* 第三次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくるために (上に同じ)

* 職場での腰痛を予防しよう リーフレット (職場の腰痛予防で検索)

このリーフレットに関するお問い合わせは

〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第二合同庁舎 1階 岡山労働局労働基準部

◆労働条件管理に関すること◆
監督課 Tel: 086-225-2015 / Fax: 086-231-6471

◆安全衛生管理に関すること◆
健康安全課 Tel: 086-225-2013 / Fax: 086-231-6471

労働条件・安全衛生に関するお問い合わせは最寄りの労働基準監督署へ

岡山労働基準監督署 〒700-0913 岡山市北区大供 2-11-20

Tel: 086-225-0591 / Fax: 086-225-0597

倉敷労働基準監督署 〒710-0047 倉敷市大島 407-1

Tel: 086-422-8177 / Fax: 086-424-4147

津山労働基準監督署 〒708-0022 津山市山下 9-6 津山労働総合庁舎

(Tel: 0868-22-7157 / Fax: 0868-25-2413)

笠岡労働基準監督署 〒714-0081 笠岡市笠岡 5891

(Tel: 0865-62-4196 / Fax: 0865-62-3852)

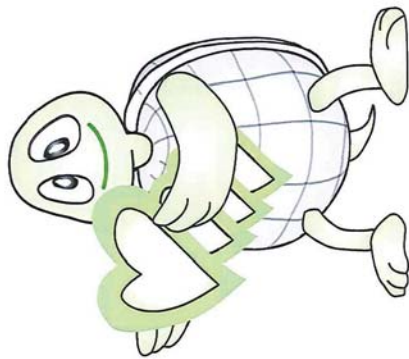
和気労働基準監督署 〒709-0442 和気郡和気町福富 313

(Tel: 0869-93-1358 / Fax: 0869-92-0593)

新見労働基準監督署 〒718-0011 新見市新見 811-1

(Tel: 0867-72-1136 / Fax: 0867-72-3479)

平成26年度
介護労働安定センター事業案内



(公財)介護労働安定センター岡山支部
〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-1
住友生命岡山ビル15階
TEL 086-221-4565 FAX 086-221-4572

介護労働安定センター

事業案内



会長挨拶

介護労働安定センターは、平成4年の設立以来、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、介護労働力の適正な需給調整のための援助等、介護労働者の雇用の安定と福祉の増進のために努めてまいりました。

我が国の高齢化が進む中、介護保険制度が社会に浸透し、介護サービス利用者は急速に増加してきました。一方で、介護労働力の不足を訴える事業所、専門性を持った質の高い介護労働者へのニーズが高くなってきています。

他方、主務官庁から組織及び運営に関する検討会を踏まえた取組方針が示されています。このような状況から、当センターでは、今年度、次の項目に重点をおいて取り組んでまいります。

- 第一 雇用管理の改善
- 第二 職業能力の開発
- 第三 地域における介護関係機関との連携

今後引き続き、皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

公益財団法人 介護労働安定センター
会長 樋口 富雄



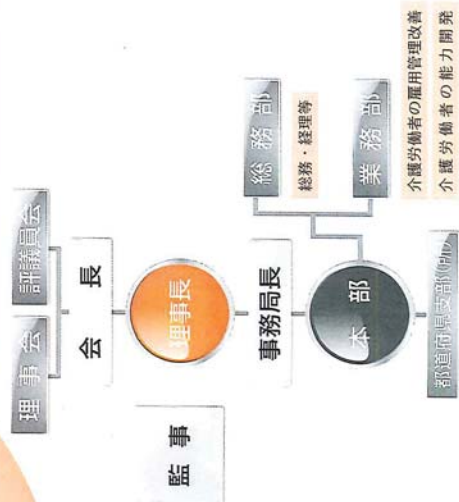
[沿革]

介護労働安定センターは、わが国の高齢社会の進展に伴い、今後ますます需要増が見込まれる介護労働力を確保するため、介護労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省（当時の労働省）所管の公益法人として設立され、同年7月1日には、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（介護労働者法）の施行に伴い、同法に基づく厚生労働大臣（当時の労働大臣）の指定法人となりました。

また、平成25年4月1日には国の公益法人制度改革関連三法に伴い、「公益財団法人」に移行しました。

当センターでは、介護労働者の福祉の増進と魅力ある職場づくりをめざして、雇用管理の改善、能力の開発・向上及び介護労働者の適正な需給調整のための援助などを通じて、介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を醸成するなど、介護労働に対するさまざまな支援事業を実施しています。

[組織]



目次

CONTENTS

● 会長挨拶	2
● 沿革	3
● 組織	3
事業内容	
1. 雇用管理の改善	4
■ 雇用管理に関する相談援助	
■ 雇用管理責任者講習	
■ 雇用管理改善支援委託事業	
■ 事業者支援セミナー	
■ 介護労働実態調査	
■ 介護労働シンポジウムの開催等	
2. 職業能力の開発	5
■ 介護労働者のキャリア形成に関する相談援助	
■ 教育訓練等	
3. 介護関係機関との連携	6
■ 介護労働協議会の実施	
4. 情報の提供	6
■ 図書の発行	
■ 介護情報サイト (care-net.biz)の運営	
5. 福利厚生への充実	7
■ 備蓄補償制度	
■ 感染症見舞金制度	
■ 賠償責任補償制度	
■ その他	
6. 賛助会加入のご案内	7

1 雇用管理の改善

働きやすい職場環境づくりをお手伝いするために

雇用管理に関する相談援助

雇用管理の改善に取り組む介護事業所を対象に、職員（介護労働サービスインストラクター等）が訪問又は来所による無料の相談援助を実施し、相談内容に応じて、職業能力開発の担当者と連携して問題解決に努めます。また、専門的な相談については、当センターが委嘱する専門家が対応します。

- 雇用管理改善に関する専門的な相談には、雇用管理コンサルタント（社会保険労務士・中小企業診断士等）が対応します。
- 従業員の心身両面にわたる健康確保に関する専門的な相談には、ヘルスカウンセラー（医師・看護師・臨床心理士等）が対応します。
- 【相談例】▶▶▶ 腹痛予防、感染症予防、メンタルヘルズ対策など。
- 雇用管理の改善によって、働きやすい職場環境づくり、介護人材の確保等を促進するため、全国の介護事業所が取り組んだ成功事例をホームページで紹介しています。詳細は「職場改善好事例集（雇用管理サポートシステム）“こんなとき Do する？”」(http://www.dosuru.kai.go.center.or.jp/)をご覧ください。

雇用管理責任者講習

介護分野の事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理に責任を有する方を対象に、雇用管理について学んでいただく講習を実施します。

- 【対象者】▶▶▶ 介護分野の事業所や介護分野に参入しようとする事業所において、人事・労務等を担当する管理職又は事業所の管理者の方等。
- 【講習内容】▶▶▶ 雇用管理の基本的な事項についての知識を付与するコース
総合コース：人事管理、賃金管理、労働時間管理、安全管理、健康衛生・健康管理など専門的なテーマについてより深く学べるコース
専門コース：受講料は無料。受講者全員に各コースで使用するテキストを無料で提供します。
※ 講習の受講者には受講証明書を発行します。

雇用管理改善支援委託事業

事業主が職場における雇用管理上の課題を自ら把握するため「自己チェックリスト」を作成し、その上で、把握した課題に対し改善に役立つノウハウとなる好事例や対策のポイント等を「雇用管理改善マニュアル」として取りまとめ事業主に配布・周知します。

事業者支援セミナー

介護事業所の事業主や中間管理者及び介護団体等の長などを対象に、組織管理、財務管理及びサービス管理など雇用管理及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の修得または意識啓発など事業所のニーズに即したテーマによる雇用環境改善のためのセミナーを実施します。

- 【テーマ例】▶▶▶ ①事業所におけるリスクマネジメント ②介護保険制度下の事業経営 ③介護事業所における組織管理、財務管理及びサービス管理 ④戦略的な採用と人材育成など

介護労働実態調査

介護分野における雇用管理の状況を把握するため、離職率、早期離職防止や定着促進のための方策及び賃金・労働時間等に関する実態調査を毎年継続的（10月1日現在）に実施し、介護労働者等の雇用管理改善に資する資料として広く活用されるように周知を図るとともに、地域別の動向も公表しています。

介護労働シンポジウムの開催等

「介護の日（11月11日）」を中心とした「福祉人材確保重点月間11月4日～11月17日」中において、「介護労働シンポジウム」の開催の他、労働局・ハローワークと連携し、「介護就職デー」に介護労働相談窓口を設置する等介護労働者等の雇用管理改善等の啓発活動を行います。

2 職業能力の開発

利用者へのサービス向上のために

介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

従業員のキャリア形成に取り組む介護事業所を対象に、職員（介護能力開発アドバイザー等）が訪問又は来所による無料の相談援助を実施し、相談内容に応じて、雇用管理改善の担当者と連携し、問題解決に努めます。また、専門的な相談については、当センターが委嘱する介護人材育成コンサルタント（キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等）が対応します。

【相談例】▶▶▶ 従業員に対するキャリア形成の啓発、事業所の研修計画やキャリアパスの作成など

教育訓練等

● 介護労働講習（実務者研修を含む）

ハローワークと連携して介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を修得させるための訓練を全国で実施します。当講習修了者は実務経験3年以上を経過すれば介護福祉士国家試験の受験資格を得られます。

● 介護人材の養成研修

介護職員に必要な知識・技術の修得のため、介護職員初任者研修（130時間程度）等を実施します。

● 資格取得等を支援する教育訓練

介護福祉士養成に係る研修（実務者研修、介護福祉士準備講習、介護支援専門員準備講習を全国で実施し、受験対策に必要な知識・技術を修得することが出来ます。

● 在職者の向上訓練

■ 短期専門コース（講習内容により3～12時間程度）
高度化・多様化する介護技術に対応した、より実践的な知識・技術等を修得してレベルアップすることが出来ます。

【テーマ例】▶▶▶ ①認知症高齢者への対応 ②記録の書き方 ③医学の基礎知識 ④ターミナルケアなど

■ 各種指定養成研修

障害者総合支援法に関連する研修（同行援護や行動援護の従事者資格等を取得する研修）を実施します。

■ ケア・サポート講習

企業・事業所のご要望をお聞きし、従業員の方を対象に、接遇・マナー、医学の知識、介護技術等の研修を実施します。



3 介護関係機関との連携

介護分野の人材確保・定着のために

介護労働懇談会の実施

● 安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することによって、介護人材の確保及び定着、育成をもちます。地域の介護関係の行政機関、民間団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有するために、地域の事情に応じた役割、分担のあり方について検討するものです。

● 労働局、ハローワーク、都道府県等行政機関、社会福祉協議会等介護関係団体、介護教育訓練、養成施設、介護労働専門家、介護事業主等、地域の介護関係者により構成されます。

● 介護労働安定センター（47支部・支所）は、介護労働懇談会の事務局を務め、会の開催・運営、構成員間の連絡調整等を担います。

4 情報の提供

介護労働者の理解のために

図書発行

● 図書の発行（主な発行図書）

介護についての能力向上や資格取得に役立つ図書を発行しています。

- ① 介護職員初任者研修テキスト
- ② わかりやすく役に立つ介護専門用語集
- ③ 必携！サービス提供責任者のための基本テキスト
- ④ 緊急時の介護～とっさの症例判断、対応マニュアル～
- ⑤ 介護現場でのコミュニケーションを考える
- ⑥ 介護サービスのリスクマネジメント
- ⑦ 介護のための医学の基礎
- ⑧ 二訂版ケアマネ研修本
- ⑨ 夜泊りの素～
- ⑩ キャリアアップ介護福祉士試験対策
- ⑪ 介護のための薬の知識
- ⑫ 認知症の方の速い話を

● 介護関連 DVD

介護に関わる方々の技能レベルの向上と幅広い知識の修得に役立つDVDを発行しています。

- 【基本介護技術】①基本介護技術 DVD（3枚1組）【補助教材 DVD】①介護職員初任者研修補助教材 DVD（2枚1組）
 【介護レベルアップシリーズ】①ケアピク～心と体の健康づくり～ ②口腔ケア～知ってほしい口腔ケアの基本～ ③終末期のケア～いのちを支える援助的コミュニケーション～ ④認知症介護～介護する人、される人により負担の少ない技法～上巻
 ⑤ 認知症介護～介護する人、される人により負担の少ない技法～下巻

● 月刊ケアワーク

介護に関する知識や最新の情報を掲載した当センター発行の機関誌です。定期購読をご希望の方は、ホームページでも紹介していますので、是非ご覧ください。

介護情報サイト(care-net.biz)の運営

● 介護事業者ホームページサービス

介護事業者のホームページを通じて情報発信をお手伝いします。

▶▶▶ ホームページ制作と公開後の面倒な更新作業などを専門スタッフがサポートします。

● 介護・福祉・医療の求人情報サイト「ケアワークナビ」

介護事業者の介護人材確保のお手伝いをします。

▶▶▶ インターネット求人サイトに求人情報を掲載して、介護事業者の人材採用をお手伝いします。

● 介護事業者検索サイト「カイゴホームページナビ」（無料登録）

当検索サイトにご登録いただく、日本全国で介護事業所をお探しの方が、インターネットにより介護事業者のホームページを地域別・提供サービス別に検索される際の検索対象となります。

◆ 購入・購読をご希望の方 ◆

T 116-0002
東京都川口区野川17-50-9
センターまちや5F
公益財団法人介護労働安定センター
業務部能力開発課 まで
TEL 03-5901-3090
FAX 03-5901-3042
E-mail info@kajgo-center.or.jp
※図書・DVDについては、賛助会員制が
あります。



*URL → <http://care-net.biz>

5 福利厚生 の 充実 介護労働者の福祉の増進のために

介護サービス提供中などに起こる事故や傷害（ケガ）など、不慮の事態に備えた介護事業者及びケア・ワーカーに対する補償制度の運営を行っています。保険加入等については、損保会社（保険総合代理店：朝全福サービス（TEL03-3252-2011 FAX03-3258-8878））にお問合せください。

傷害補償制度

介護労働者及びケア・ワーカーが、業務中、通勤路上に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）を受けた場合に補償する制度です。

感染症見舞金制度

介護労働者が業務中に感染症に罹患し医師の治療を受けた場合に、介護事業者に対し見舞金を補償する制度です（介護事業者が加入する傷害補償制度のオプション制度となります）。

賠償責任補償制度

介護労働者及びケア・ワーカーが、業務中に他人の体に傷をつけたり、モノを壊したりした場合に、その賠償金を支給する制度です。
※公的介護保険の指定事業者となるためには、賠償責任の確保が義務付けられています。

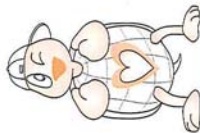
その他

○ 賃金不払事故補償制度

求人者が行方不明等のために生じた賃金不払事故の場合のケア・ワーカーに対する賃金の一部補償をします。

○ 健康診断受診促進事業

ケア・ワーカー自身が所要の健康診断を受診した場合に、受診料の一部を給付します。



6 賛助会加入のご案内

当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方々の会費等によって運営されています。当センターの事業の趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただけますようお願い申し上げます。
入会のお申し込みにつきましては、各都道府県に所在する当センター支部（所）にお問い合わせいただくか、当センターホームページのトップページ（<http://www.kaigo-center.or.jp/>）から、「賛助会加入会」をご覧ください。

主な特典

- ①当センター機関誌月間「ケアワーク」の無料送付
- ②当センター発行図書・DVD等の割引
- ③当センターが指定する講習等の受講料の割引
- ④介護事業者ホームページサービスの利用料割引（法人会員のみ）
- ⑤求人情報サイト「ケアワークナビ」への求人広告掲載料の割引（法人会員のみ）

会費

【法人会員】1口 20,000円/年 【個人会員】1口 10,000円/年
※年度途中に加入される場合の初回会費については、当該年度3月末までの月割額となります。
※賛助会員の特典は、会費納入後からご利用いただけます。

〒116-0002 東京都荒川区荒川7-50-9 センターまぢや5階
TEL 03-5901-3041 (代) FAX 03-5901-3042
URL <http://www.kaigo-center.or.jp/> <http://www.kaigo-center.or.jp/m/> (携帯版)



支部（所）一覧

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0061	札幌市中央区南一条西6-4-19 旭川信金ビル5階	011-219-3157	011-219-3158
青森県	030-0861	青森市長島1-3-17 阿保園ビル4階	017-777-4331	017-777-4336
岩手県	020-0871	盛岡市中ノ橋1-4-22 中ノ橋106ビル4階	019-652-9036	019-652-9037
宮城県	984-0051	仙台市若林区新寺1丁目2番26号 小田急仙台台東口ビル7階	022-291-9301	022-291-9302
秋田県	010-0061	秋田市卸町4-6-47 第一レインポビル3階	018-853-5177	018-853-5178
山形県	990-0041	山形市緑町1-6-5 緑町栄館1階	023-634-9301	023-634-9300
福島県	960-8031	福島市栄町10-21 福島栄館ビル6階	024-523-1871	024-523-1876
茨城県	310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル6階	029-227-1215	029-227-1216
栃木県	320-0026	宇都宮市馬場通り4-3-7 馬場通り四丁目ビル5階	028-643-6445	028-643-6448
群馬県	371-0022	前橋市千代田町1-14-1 橋詰広瀬川ビル2階	027-235-3013	027-235-3014
埼玉県	330-0055	さいたま市浦和区東高砂町2番5号 NBF浦和ビル4階	048-813-2551	048-813-2552
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	043-202-1717	043-202-1833
東京都	116-0002	東京都荒川区荒川7-50-9 センターまぢや5階	03-5901-3061	03-5901-3062
神奈川県	231-0007	横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8階	045-212-0015	045-212-0016
新潟県	950-0916	新潟市中央区米山2-4-1 木山第3ビル6階	025-247-1963	025-247-1964
富山県	930-0857	富山市奥田新町8番1号 ポルファートとやま8階	076-444-0481	076-444-0425
石川県	920-0907	金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階	076-260-1561	076-260-1562
福井県	910-0006	福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル6階	0776-25-1365	0776-25-4706
山梨県	400-0025	甲府市朝日1-3-12 甲府北口第一生命ビル2階	055-255-6355	055-255-6356
長野県	380-0836	長野市南条町1082 KOYO南条町ビル5階	026-232-0898	026-232-0906
岐阜県	500-8113	岐阜市金園町1-3-3 クリストビル2階	058-264-6848	058-264-6848
静岡県	420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2階	054-252-0222	054-252-0122
愛知県	450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階	052-565-9271	052-565-9272
三重県	514-0009	津市羽所町513 サンビルズ2階	059-225-5623	059-225-5633
滋賀県	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル10階	077-527-2029	077-527-2039
京都府	600-8389	下京区大宮通四下条下四条大宮町2番地 日本生命西条大宮ビル4階	075-802-3237	075-822-3238
大阪府	540-0008	大阪市中央区大船前1-2-15 大手前センタービル3階	06-4791-4165	06-4791-4166
兵庫県	651-0084	神戸市中央区磯辺通2-2-10 one knot trades BLD 8階	078-242-5321	078-242-5322
奈良県	630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	0742-35-2701	0742-35-2707
和歌山県	640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-436-9160	073-436-9170
鳥取県	680-0846	鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	0857-21-6571	0857-21-6572
島根県	690-0003	松江市朝日町498 松江センタービル9階	0852-25-8302	0852-25-8303
岡山県	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	086-221-4565	086-221-4572
広島県	730-0013	広島市中区八丁堀7-2 広島八丁堀72ビル6階	082-222-3063	082-222-3703
山口県	753-0824	山口市徳積町1-2 リバーサイドマンション山陽II 2階	083-920-0926	083-920-0930
徳島県	770-0835	徳島市藍島町1-5 徳島第一生命ビルディング5階	088-655-0471	088-655-0463
香川県	760-0019	高松市サンポート2-1 高松サンポートタワー9階	087-826-3907	087-826-3908
愛媛県	790-0001	松山市一番町1-14-10 井手ビル4階	089-921-1461	089-921-1477
高知県	780-0870	高知市本町4-2-52 住友生命高知ビル9階	088-871-6248	088-871-6248
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライズ第3ビル4階	092-414-8221	092-414-8222
佐賀県	840-0816	佐賀市駅前本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8階	095-2-28-0326	095-2-28-0328
長崎県	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル 新館6階	095-828-6549	095-828-6589
熊本県	860-0806	熊本市中央区花畑町1-1 三井生命熊本ビル2階	096-351-3726	096-351-3756
大分県	870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル9階	097-538-1481	097-538-1486
宮城県	880-0802	宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館3階	0985-31-0261	0985-31-0335
鹿児島県	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル10階	099-255-6360	099-255-6361
沖縄県	900-0016	那覇市前島3-25-5 とまりん（アネックスビル）1階	098-869-5617	098-869-5618

無料

介護事業所様などの

ご相談や出張講習

のご要望にお応えします。

無料で専門のコンサルタントを派遣します。

・・・雇用管理改善相談

1. 就業規則を見直したい

人事考課、就業規則、労働時間、賃金体系、処遇改善、助成金、経営相談など
雇用管理の改善のお手伝いをさせていただきます。

・・・健康確保相談

2. メンタルと身体の健康を

ストレスが大きいといわれる介護の現場において、働く方々の心身面にわたる
健康確保対策のお手伝いをさせていただきます。

・・・人材育成相談

3. キャリア形成

職場の人材育成は順調ですか？キャリア形成の取り組み介護事業所のためにお手伝いをさせて
いただきます。⇒ 詳細は「研修コーディネーター事業」のチラシをご覧ください。

ご利用は ⇒ 裏面の「申込書」により FAX でお申込下さい。
相談内容、日時等については打合せさせていただきます。

対象⇒ 介護事業所の責任者、雇用管理、能力開発のご担当者様
担当⇒ 当センターが委嘱したコンサルタント（専門家）⇒ 裏面記載

公益財団法人 介護労働安定センター岡山支部

〒700-0904 岡山市北区柳町 1-1-1 岡山庄友生命ビル 15 階

TEL 086-221-4565 FAX 086-221-4572

E-mail : okayama@kaijo-center.or.jp



平成26年度(厚生労働省委託事業) 雇用管理責任者講習のご案内

雇用管理責任者講習とは？

介護分野の事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理に責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく「介護雇用管理改善等計画」において、介護労働者の雇用管理改善のためには、事業所における雇用管理責任者の選任及び当該責任者名の明示等が重要であるとされています。
当該講習を受講された方には、受講証明書を発行いたします。

対象者： 介護分野の事業所や介護分野に参入しようとする事業所において、人事・労務等を担当する管理職または事業所の管理者の方等。

受講料： 無料 (各コースで使用するテキストは無料です。)

講習内容： 総合コース 募集・採用、雇用上の問題、賃金、労働時間、安全衛生その他の労働条件、就業規則、教育訓練、社会保険、福利厚生等の雇用管理に関する基本的事項について、全般的な講義を行います。
： 専門コース 人事管理、賃金管理、労働時間管理、安全衛生・健康管理など専門的なテーマについて、より深く学べる講習です。

定員： 30名程度 (各コース定員になり次第、締め切りとさせていただきます。)

会場： コンパックス岡山 岡山市北区大内田675

回数/コース	日時	講師名	講習内容
第1回/総合	平成26年6月12日(木) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 笹井茂樹	・介護労働者の雇用管理のポイント ・介護労働者の採用と労働条件の明示
第2回/専門	平成26年7月11日(金) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 神田豪	「介護事業所の人事管理」 ～戦略的な採用と人材育成～
第3回/総合	平成26年7月24日(木) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 田村典子	・介護労働者の就業報酬 ・母性保護規定等をめぐる問題
第4回/総合	平成26年8月12日(火) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 中原俊	・介護労働者の勤務管理 ・介護労働者の賃金管理 ～労働時間・休憩・休日・休暇～
第5回/専門	平成26年10月15日(水) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 徳永旭生	介護労働者の人事・労働時間管理について ～多様な雇用形態における人事・労働時間管理の留意点～
第6回/専門	平成26年11月12日(水) 13:30 ~ 16:30	経営コンサルタント 細川弘志	「介護事業所の人事評価・賃金体系・資金設計の作り方」
第7回/総合	平成26年12月19日(金) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 神田豪	・介護労働における義務と懲戒処分 ・退職・解雇をめぐる法律 ・介護労働の安全衛生と福利厚生
第8回/専門	平成27年1月14日(水) 13:30 ~ 16:30	社会保険労務士 笹井茂樹	「労使トラブルの防止・対策について」 ～事例からみる人事管理上の対処法～
第9回/専門	平成27年2月19日(木) 13:30 ~ 16:30	経営コンサルタント 藤原英司	「人事管理の経営戦略&マネジメント」
第10回/専門	平成27年3月17日(火) 13:30 ~ 16:30	安全衛生コンサルタント 高島正俊	「介護労働者の労働衛生管理と健康確保対策」

裏面のお申込書にご記入のうえ、お申込みください。

「こんなお悩み、ありませんか？」

介護事業主

介護労働者

人材育成を行う
管理職

無料

研修コーディネートネットワーク事業

- ・働きがいのある職場環境づくり、人材定着と組織の活性化を図る。
- ・施設内訓練計画の作成を指導し、職業能力の向上を支援する。
- ・介護サービスの質的向上と利用者サービスの向上につなげる。

ぜひ、チラシをご活用ください。

来所・訪問による
個別相談

- ・「職員の出すための方法は？」
- ・「職員の職業能力向上を図るには？」
- ・「人事制度やキャリアパス要件の作成方法は？」
- ・「人材定着について？」
- ・「リレー学習について？」

● 介護人材育成コンサルタントが相談に応じ、助言を行います。
(1回の相談概ね1時間程度、継続相談3回まで)

能力開発啓発セミナー

主に、管理職の方を対象として、職業能力の向上に関することを中心に、セミナーを実施します。

※上記事業の他、職業能力の向上に関する情報提供も実施しています。



公益財団法人 介護労働安定センター岡山支部
〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-1 岡山住友生命ビル15階
TEL 086-221-4565 FAX 086-221-4572

介護労働懇談会概要

(別紙4)

- 1 介護労働懇談会の目的
安心して働くことができる介護事業所の職場作りを支援することにより、介護分野の人材確保及び定着を図るため、地域において、介護労働関係機関等から構成されるネットワークを設置し、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等を行う。
- 2 構成員
 - (1) 行政機関等
 - ア 都道府県労働局、公共職業安定所
 - イ 都道府県(福祉関係部局、能力開発関係部局)
 - ウ 介護労働安定センター(都道府県名)支部(所)
 ※介護労働懇談会の事務局は、介護労働安定センター支部(所)が行う。
 - (2) 介護関係団体
 - ア 都道府県社会福祉協議会(福祉人材センターを含む)
 - イ 介護団体
 - (3) その他関係機関等
 - ア 介護分野の教育訓練施設等(養成施設等)
 - イ 介護労働に係る専門家
 - ウ 介護事業主
 - エ 労働組合
 - オ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センター
 - カ 各支部(所)の実情に応じて参画を必要とするもの
- 3 事業内容
 - (1) 介護事業所の人材確保、雇用管理改善、能力開発等に係る情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討
 - (2) 合同面接会、「介護の日」などにおける協力
 - (3) その他
- 4 開催頻度
必要に応じて随時開催する

1 1 介護職員等による喀痰吸引等の実施

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で、医療行為である喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）の行為を実施できるようになりました。

1 制度ができた背景

これまで、介護職員等によるたんの吸引等の医療行為は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、今回の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、業として喀痰吸引等の行為を実施できることが法律上明記されました。

2 制度開始

平成24年4月1日

3 対象となる行為

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養）

4 喀痰吸引等の行為を行う者

- ・介護福祉士（平成28年1月以降の国家試験合格者）
- ・介護職員等（上記以外の介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等）

5 喀痰吸引等の行為の実施場所及び実施者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設や、在宅（訪問介護事業所等からの訪問）などの場において、介護福祉士や、認定を受けた介護職員等のいる登録事業者により実施されます。

6 喀痰吸引等の行為の従事者、事業所等の登録手続等

登録研修機関にて一定の研修を修了した介護福祉士及び介護職員は、認定特定行為業務従事者として、認定証の交付を受けた上で、また、上記の職員が所属する事業所は、特定行為事業者として、県の登録を受けた上で、喀痰吸引等の行為を行うことができます。

7 お問い合わせ先

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 入所系施設・事業所（不特定多数の者対象） | … 長寿社会課（長寿社会企画班）
086-226-7326 |
| 在宅系事業所（特定の者対象） | … 障害福祉課（障害者支援班）
086-226-7345 |

○制度に関する資料

制度の概要については、下記のサイトを参照ください。

厚生労働省ホームページ内 <喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

○実質的違法性阻却について

1 実質的違法性阻却とは

たんの吸引・経管栄養は医療行為に該当し、医師、看護職員のみが実施可能ですが、例外として、本人の文書による同意、適切な医学的管理等一定の条件下で、介護職員等による実施が認められてきました。

2 経過措置及び経過措置対象者の認定特定行為業務従事者申請について

実質的違法性阻却により、現に喀痰吸引等を行っている者は、その行為ごとに、必要な知識及び技術を習得していることについて県に申請を行い、認定証が交付されることにより引き続き必要な知識及び技能を修得する範囲において、喀痰吸引等の行為が可能になります。

○介護職員等が喀痰吸引を行うには

1 介護職員等に対する研修について

喀痰吸引等の行為を実施する場合には、県又は登録研修機関が行う一定の研修を修了する必要があります。研修には、特別養護老人ホームなどの施設において不特定多数の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う「不特定多数の者対象研修」と、在宅や特別支援学校等において特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う「特定の者対象研修」の2種類があります。

<不特定多数の者対象研修>については長寿社会課ホームページへ

<http://www.pref.okayama.jp/page/265349.html>

<特定の者対象研修>については障害福祉課ホームページへ

<http://www.pref.okayama.jp/page/264436.html>

2 認定特定行為業務従事者の認定について

研修を修了した者は、県へ「認定特定行為業務従事者」の認定申請を行い、認定証の交付を受ける必要があります。

3 登録特定行為事業者の登録について

認定特定行為業務従事者が所属する福祉・介護サービス事業所は、「登録特定行為事業者」として県へ登録申請を行う必要があります。

○登録研修機関について

介護職員等に対する研修（「不特定多数の者対象」及び「特定の者対象」）を実施しようとする個人・法人は、「登録研修機関」として県へ登録申請を行う必要があります。

○岡山県からの通知等

- ・違法性阻却による介護職員等の喀痰吸引等の実施にかかる経過措置の扱いについて（通知）（平成24年1月27日保福第592号）
- ・違法性阻却による介護職員等の喀痰吸引等の実施にかかる認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書の添付書類について（平成24年2月7日事務連絡）
- ・介護職員等による喀痰吸引等に係る各種申請に関する質問及びQ&Aについて（平成24年2月7日事務連絡）

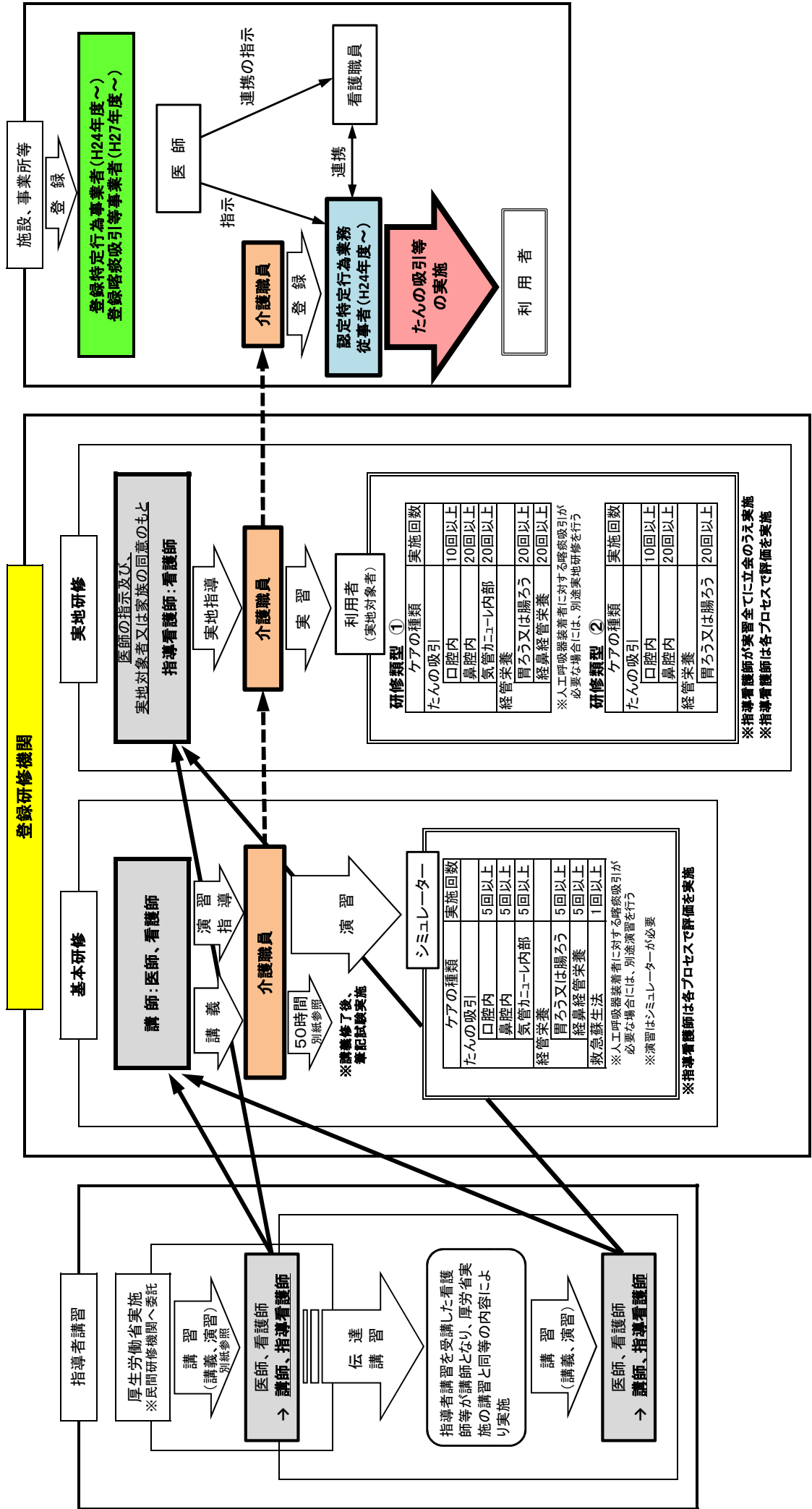
通知の参照等、詳しくは岡山県保健福祉部保健福祉課のホームページから

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/32/>

<介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）について>

<http://www.pref.okayama.jp/page/263707.html>

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修体系概要図 (不特定多数の者対象)



指導者講習・プログラム(2日間で実施)【対象者:看護師等】

講義1	介護職員等によるたんの吸引等の実施について ・制度の概要	
講義2	介護職員等によるたんの吸引等の研修カリキュラムについて ・研修カリキュラムと研修テキスト概説	
講義3	たんの吸引のケア実施について【講義】 ・たんの吸引が必要な利用者のケアに関する知識・技術」における指導上のポイント ・「たんの吸引の指導、評価」の手順	
講義4	経管栄養のケア実施について【講義】 ・「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識・技術」における指導上のポイント ・「経管栄養の指導、評価」の手順	
講義5	たんの吸引のケア実施について【演習】 ・「たんの吸引が必要な利用者のケアに関する知識・技術」の確認 ・「たんの吸引の指導、評価」の実際 ・「人工呼吸器」の指導の際の留意点	
講義6	経管栄養のケア実施について【演習】 ・「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識・技術」の確認 ・「経管栄養の指導、評価」の実際 ・「AEDシミュレーター」の指導の際の留意点	
講義7	安全管理体制とリスクマネジメントについて ・ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際 ・事故発生の防止	
講義8	施設、事業所における体制整備について ・ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種役割 ・体制整備の実際	
質疑応答		

基本研修(講義)の内容及び時間数(50時間)【対象者:介護職員】

項目	時間
1 人間と社会	
1) 個人の尊厳と自立	0.5
2) 医療の倫理	0.5
3) 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
2 保健医療制度とチーム医療	
1) 保健医療に関する制度	1.0
2) 行為に関する法律	0.5
3) チーム医療と看護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	
1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
2) 救急蘇生法	2.0

項目	時間
4 清潔保持と感染予防	
1) 感染予防	0.5
2) 職員の感染予防	0.5
3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
4) 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	
1) 身体・精神の健康	1.0
2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
3) 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	
1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
2) いつもと違う呼吸状態	1.0
3) たんの吸引とは	1.0
4) 人工呼吸器と吸引	2.0
5) 子どもの吸引について	1.0
6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	
1) たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
2) 吸引の技術と留意点	5.0
3) たんの吸引に伴うケア	1.0
4) 報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	
1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
2) 消化・吸引とよくある消火器の症状	1.0
3) 経管栄養法とは	1.0
4) 注入する内容に関する知識	1.0
5) 経管栄養実施上の留意点	1.0
6) 子どもの経管栄養について	1.0
7) 経管栄養に関する感染と予防	1.0
8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	
1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
2) 経管栄養の技術と留意点	5.0
3) 経管栄養に必要なケア	1.0
4) 報告及び記録	1.0
講義時間合計	50.0

12 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈

老振発第0728001号
平成17年7月28日

各都道府県介護保険担当部(局)長 殿



厚生労働省老健局長 櫻井 謙三

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師
看護師法第31条の解釈について

医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられる行為については、別添のとおり「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(平成17年7月26日付医政発第0726005号厚生労働省医政局局長通知)が発出されました。

つきましては、貴職におかれては、同通知の趣旨を御了知の上、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等とその周知を図られますようお願いいたします。



各都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の
解釈について (通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別添)

医政発第0726005号
平成17年7月26日

1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

2 自動血圧測定器により血圧を測定すること

3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること

4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への滲布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

④ ストマ装置のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の小児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされることがあり得る。

このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。